

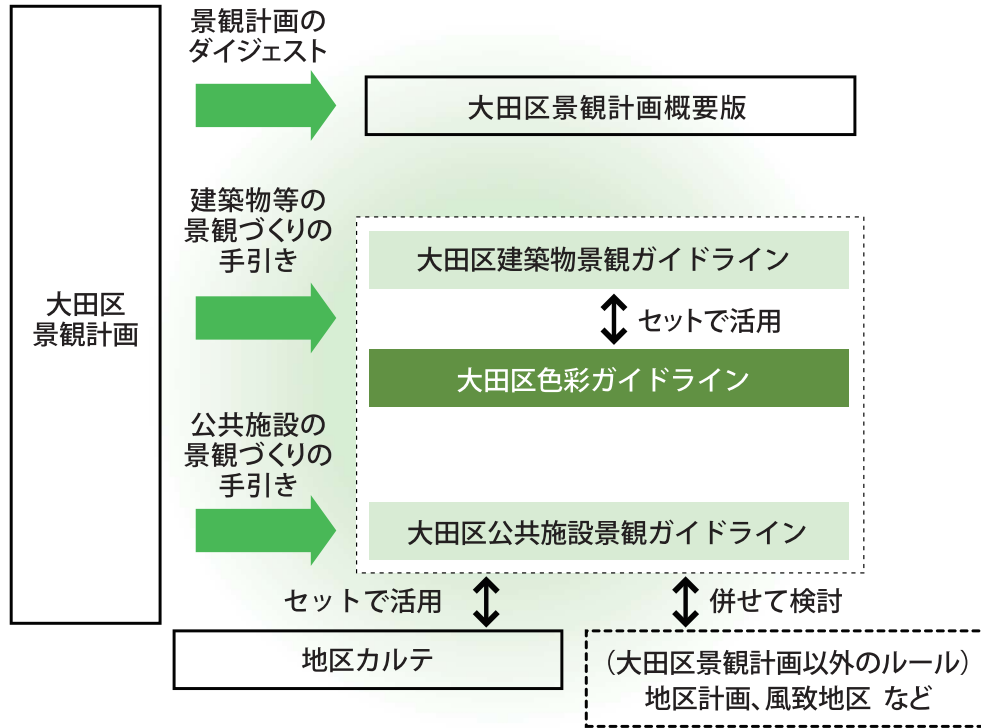
大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う  
大田区色彩ガイドラインの修正・追加

【修正・追加部分一覧】

修正・追加	大田区色彩ガイドライン		修正・追加の主な内容	本資料ページ
	該当ページ	該当項目		
大田区色彩ガイドラインへの修正・追加部分	P1	3) 大田区景観計画における色彩の考え方	基本色の考え方を明記	1
	P2	4) 色彩基準の設定	大森八景坂地区景観形成重点地区の追加に伴う適用除外、地区区分(図)、色彩基準の構成(表)の修正	2
大田区色彩ガイドラインへの新規追加部分		⑧大森八景坂景観形成重点地区(2階以下) (1) 景観形成の目標 (2) 景観形成の方針 (3) 届出対象行為と規模 (4) 色彩の基本的考え方 (5) 色彩基準 ⑧大森八景坂景観形成重点地区(3階以上) (1) 景観形成の目標 (2) 景観形成の方針 (3) 届出対象行為と規模 (4) 色彩の基本的考え方 (5) 色彩基準	大森八景坂景観形成重点地区の新規追加	3-6
大田区色彩ガイドラインへの修正・追加部分	P17	⑨特定大規模建築物等の色彩基準	大森八景坂景観形成重点地区の追加に伴う項目番号及び適用除外に関する文言の修正	7

## 1) 大田区色彩ガイドラインの目的と位置づけ

本ガイドラインは、大田区景観計画に定める景観形成基準のうち、色彩基準について解説したものです。本ガイドラインに基づき、建築物等の色彩に関する景観形成の誘導を図ります。色彩基準以外の景観形成基準を解説した大田区建築物景観ガイドラインと合わせてご覧下さい。



## 2) 大田区の景観形成の考え方

大田区では、区民、事業者および行政等が連携・協働して、地域の特性を反映したきめ細かな景観施策を展開し、良好な景観形成を図ることを目指し、景観法を根拠とする「大田区景観計画」を策定しました。

「大田区景観計画」では、景色や事象にとどまらず、観る行為、人々の生活の楽しさや快適さ、まちのにぎわいなど、地域の様々な営みを含めたものを景観として捉え、地域の個性や場所の特徴など、今日までに培われてきた様々な事柄を活かした景観形成を図ります。

### ◆大田区景観計画の目標

**自然環境、歴史、文化などの資源とともに、地域力を活かした世界に誇ることができる多彩で魅力的な景観のあるまちをめざします。**

## 3) 大田区景観計画における色彩の考え方

良好な景観の形成にあたっては、全体として調和のとれた色彩を保つことが必要です。景観は、建築物や工作物だけでなく、街路などの公共空間、自然の木々や植栽、河川、屋外広告物等から構成されており、それらの関係性のもとに、地域としての景観が形づくられます。大田区を特徴づけるみどりや水辺を活かすという視点から、建築物、工作物の色彩はそれらの背景として、比較的落ち着いた色彩を基調とし、周辺と調和した色彩を使用することとします。

- 地域の特性を踏まえた色彩を基本とします。
- 原色に近い鮮やかな色彩の使用や極端に明るい白や暗い黒などの使用は避け、周辺環境と調和した色彩を基本とします。
- 基本色は、緑地等との調和に配慮した低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。
- 周囲から突出しないよう、色の組み合わせや、塗装パターン等の配色に配慮した色彩計画を誘導します。

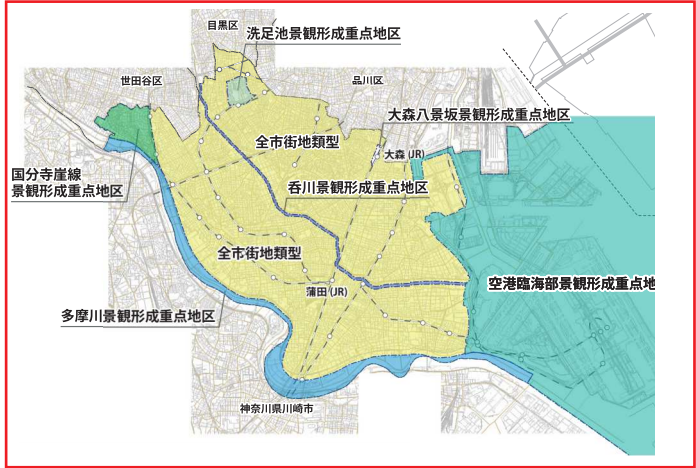
## 4) 色彩基準の設定

使用可能な色の範囲を示す色彩基準は、市街地類型及び景観形成重点地区、大田区景観条例に基づく特定大規模建築物等ごとに定めます。

景観形成重点地区については、市街地類型によらない地区独自の色彩基準を定めます。

また、特定大規模建築物等については、大規模建築物等が周辺の景観に与える影響が大きいことから、市街地類型又は景観形成重点地区によらない独自の色彩基準を定めます。ただし、国分寺崖線景観形成重点地区、洗足池景観形成重点地区、大森八景坂景観形成重点地区の特定大規模建築物等においては、各地区の色彩基準を適用します。

### ◆地区区分



### ◆面積比による色彩基準の設定

#### ●基本色

- 外壁の各面面積の4/5以上は、色彩基準における基本色の基準に適合した色彩とします。

#### ●強調色

- 外壁の各面面積の1/5以下は、強調色の基準に適合した色彩を使用することができます。

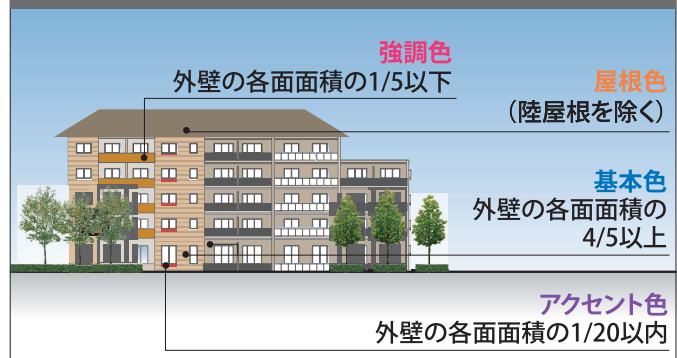
#### ●屋根色(陸屋根を除く)

- 屋根の色彩は、屋根の色彩基準に適合した色彩を使用します。

#### ●アクセント色

- 強調色の他にアクセントをつける場合は、外壁の各面面積の1/20に限り、全体の色彩を考慮した上で、自由な色彩を使用することができます。(国分寺崖線景観形成重点地区、洗足池景観形成重点地区(住宅地内)、大森八景坂景観形成重点地区を除く)
- 強調色とアクセント色の総量は外壁の各面面積の1/5以内とします。

色彩基準における面積比の考え方



### ◆色彩基準の構成

地区名	基準の区分			
	基本色	強調色	屋根色	アクセント色
全市街地類型(景観形成重点地区を除く)	○	○	— ※1	○
景観形成重点地区	空港臨海部景観形成重点地区	○	—	○
	国分寺崖線景観形成重点地区	○	—	— ※2
	多摩川景観形成重点地区	○	○	○
	呑川景観形成重点地区	○	○	○
	洗足池景観形成重点地区	○	○	○
			住宅地内	○
			中原街道沿道	○
			大森八景坂景観形成重点地区	— ※2
特定大規模建築物等(国分寺崖線景観形成重点地区、洗足池景観形成重点地区、 <u>大森八景坂景観形成重点地区</u> を除く)	○	○	— ※1	○

※1:適用されません。  
※2:使用できません。

## 5) 色彩基準の特例

○次のような良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができます。

- 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- 自然石や木材などの自然素材、質感の豊かなタイルやレンガなどを使用する場合。
- 橋梁等で区民のなじみが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの。
- コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたないもの。

○工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないことができます。

○高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことから、この色彩基準によらないことができます。ただし、色彩基準の考え方を十分踏まえた計画とする必要があります。

## ⑧大森八景坂景観形成重点地区(2階以下)



### (1) 景観形成の目標

大森の玄関口として、地形や歴史・文化を活かした人が主役の景観づくり

### (2) 景観形成の方針

#### 景観形成重点地区及び景観保全誘導区域の全体方針

- 八景坂や八景坂から崖線に伸びる坂・階段、崖線、大森駅西口広場といった豊かな地形や緑を保全し、魅力として活かす景観づくりを進めます。
- 天祖神社や戦前に開発された住宅地など地域の歴史・文化と調和した景観づくりを進めます。
- 坂・階段沿道の地形としての上下の関係性や、眺望に配慮した景観づくりを進めます。

#### 景観形成重点地区

- 八景坂沿道では坂や階段等の地形が感じられ、歩いて楽しめる賑わいのある景観づくりを進めます。
- 暮らしと賑わいが調和しながら、人が主役の多様な街並みの情景が繋がる景観づくりを進めます。
- 崖線上からの建築物や緑などの見え方に配慮した景観づくりを進めます。

#### 公共施設(道路・広場)

- 大森八景坂地区の顔となるよう、将来のまちづくりを見据えた空間デザインや豊かな緑の創出を図ります。
- 周辺市街地と一体的な空間となるように配慮します。
- ヒューマンスケールの感じられる空間とします。

### (3) 届出対象行為と規模

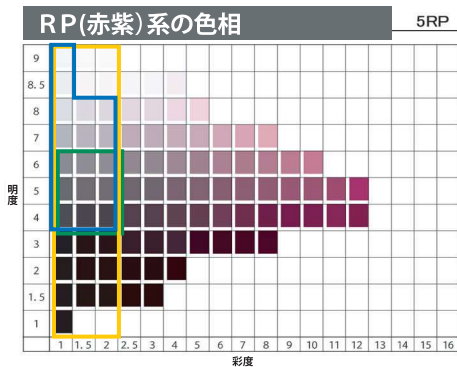
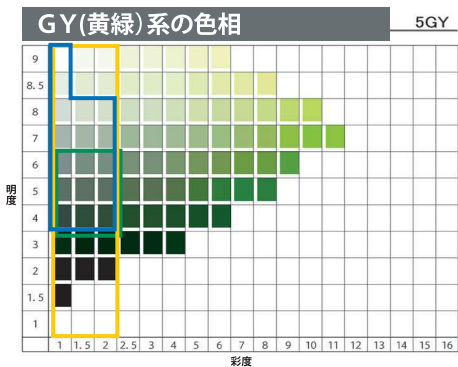
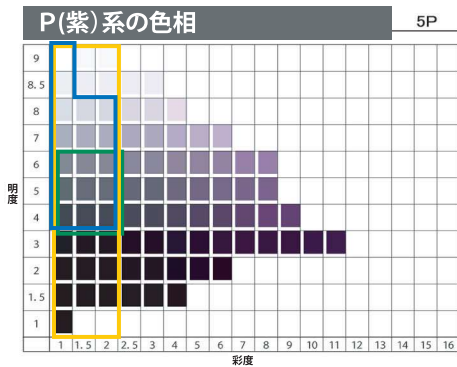
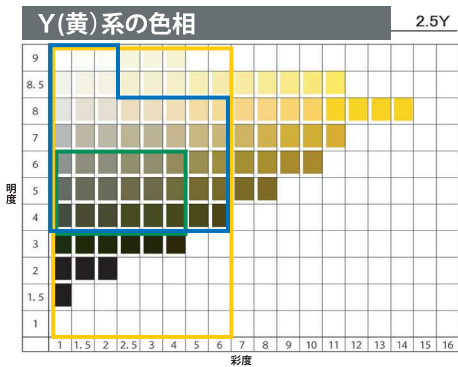
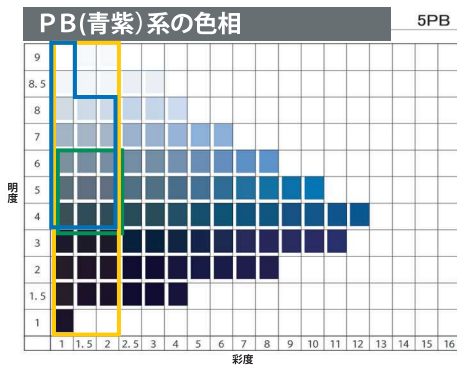
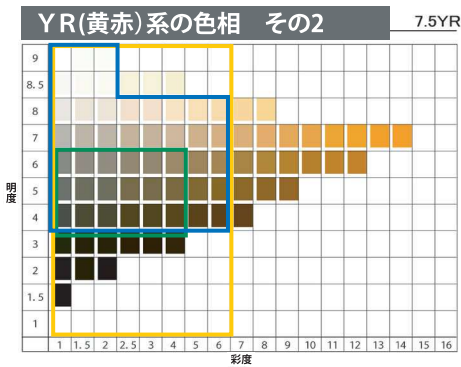
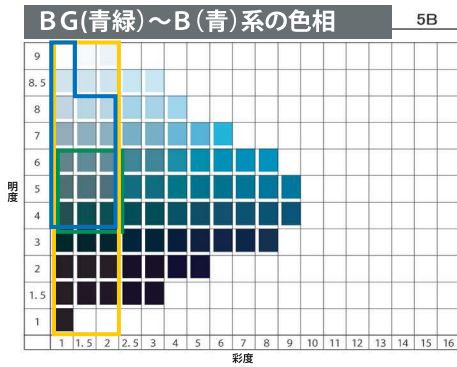
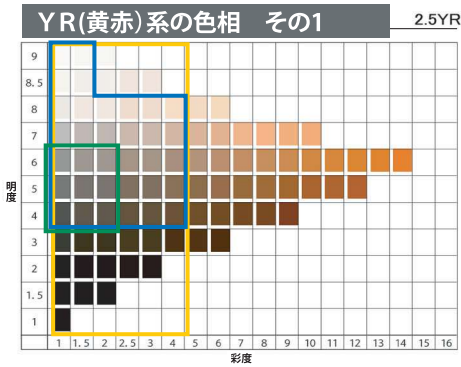
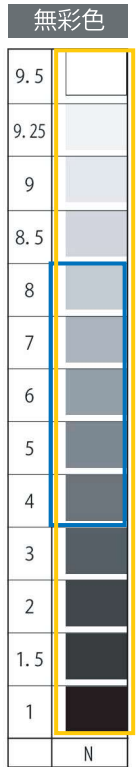
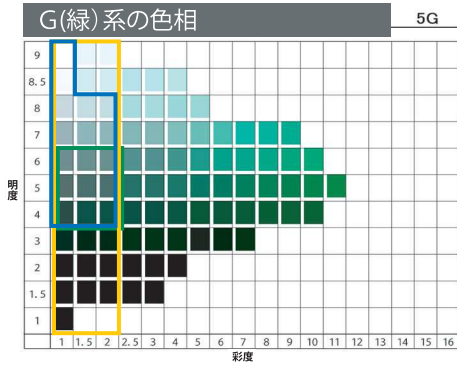
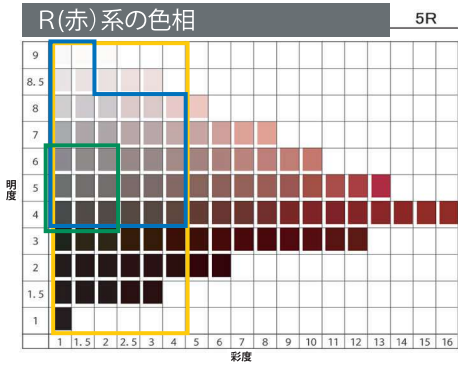
対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)
		煙突等	昇降機、製造施設等	
規模	全て	高さ $\geq$ 10m	高さ $\geq$ 10m 又は築造面積 $\geq$ 1,000 $\text{m}^2$	開発区域の面積 $\geq$ 3,000 $\text{m}^2$

### (4) 色彩の基本的な考え方




- 基本色は崖線の緑や住宅地の緑等との調和に配慮した低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。
- 駅前としての賑わいをつくるため、2階以下は基本色の無彩色について明度の上限を定める他は、現在の大田区景観計画で定めている色彩基準のままとします。
- 標高の高い景観保全誘導区域から景観形成重点地区への眺望に配慮して、屋根色の色彩基準を追加します。
- アクセント色の使用は不可とします。

### (5) 色彩基準

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度	
基本色	無彩色	N	4以上8.5未満	—	
		OR ~ 4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下	
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	6以下 2以下	
			その他	4以上8.5未満 8.5以上	2以下 1以下
		無彩色		N	—
			有彩色	OR ~ 4.9YR	—
5.0YR ~ 5.0Y	—	6以下			
その他	—	2以下			
屋根色	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	4以上6以下	4以下	
		その他		2以下	



凡例

-  基本色の使用可能範囲 (外壁各面面積の4/5以上)
-  強調色の使用可能範囲 (外壁各面面積の1/5以下)
-  屋根色の使用可能範囲

## ⑧大森八景坂景観形成重点地区（3階以上）



### (1) 景観形成の目標

大森の玄関口として、地形や歴史・文化を活かした人が主役の景観づくり

### (2) 景観形成の方針

#### 景観形成重点地区及び景観保全誘導区域の全体方針

- 八景坂や八景坂から崖線に伸びる坂・階段、崖線、大森駅西口広場といった豊かな地形や緑を保全し、魅力として活かす景観づくりを進めます。
- 天祖神社や戦前に開発された住宅地など地域の歴史・文化と調和した景観づくりを進めます。
- 坂・階段沿道の地形としての上下の関係性や、眺望に配慮した景観づくりを進めます。

#### 景観形成重点地区

- 八景坂沿道では坂や階段等の地形が感じられ、歩いて楽しめる賑わいのある景観づくりを進めます。
- 暮らしと賑わいが調和しながら、人が主役の多様な街並みの情景が繋がる景観づくりを進めます。
- 崖線上からの建築物や緑などの見え方に配慮した景観づくりを進めます。

#### 公共施設（道路・広場）

- 大森八景坂地区の顔となるよう、将来のまちづくりを見据えた空間デザインや豊かな緑の創出を図ります。
- 周辺市街地と一体的な空間となるように配慮します。
- ヒューマンスケールの感じられる空間とします。

### (3) 届出対象行為と規模

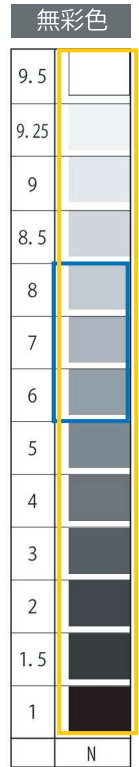
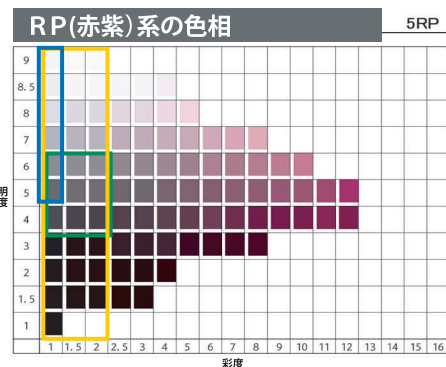
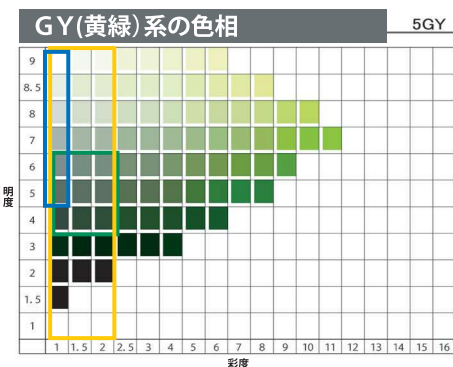
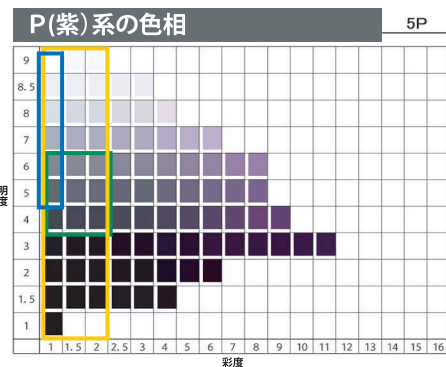
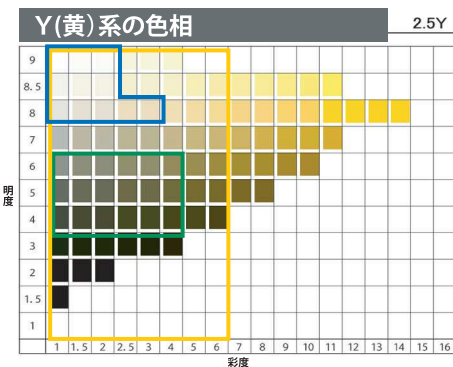
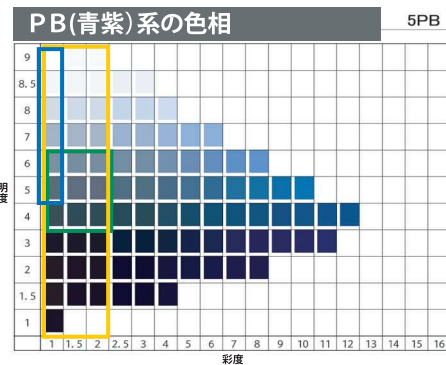
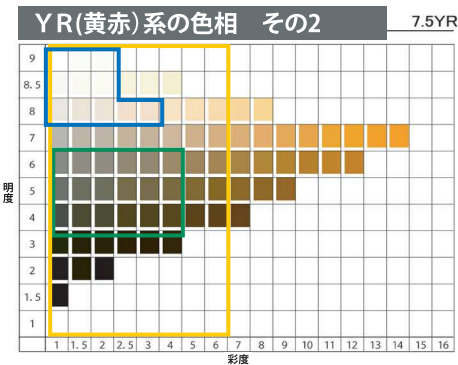
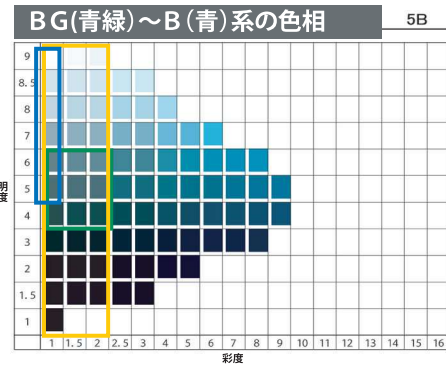
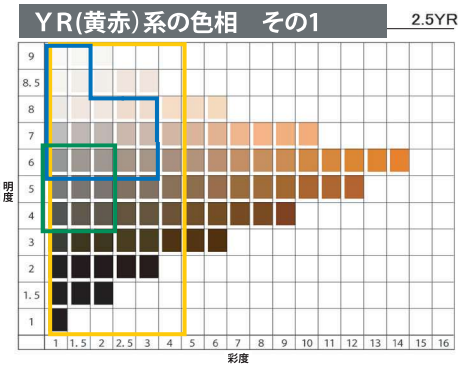
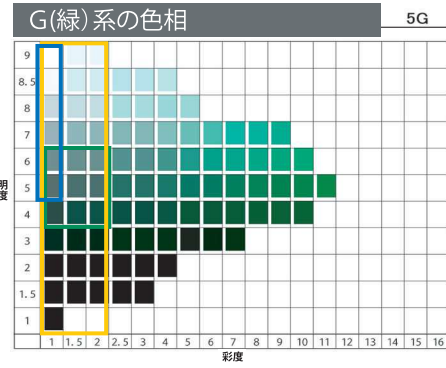
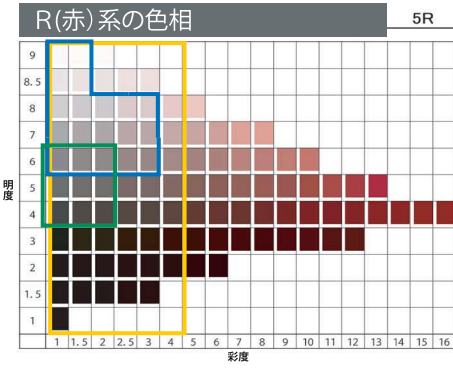
対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)
		煙突等	昇降機、製造施設等	
規模	全て	高さ $\geq$ 10m	高さ $\geq$ 10m 又は築造面積 $\geq$ 1,000 $\text{m}^2$	開発区域の面積 $\geq$ 3,000 $\text{m}^2$

### (4) 色彩の基本的な考え方

- 基本色は崖線の緑や住宅地の緑等との調和に配慮した低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。
- 駅前としての賑わいをつくるため、2階以下は基本色の無彩色について明度の上限を定める他は、現在の大田区景観計画で定めている色彩基準のままとします。
- 標高の高い景観保全誘導区域から景観形成重点地区への眺望に配慮して、屋根色の色彩基準を追加します。
- アクセント色の使用は不可とします。

### (5) 色彩基準

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	6以上8.5未満	—
		OR ~ 4.9YR	6以上8.5未満 8.5以上	3以下 1.5以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	8以上8.5未満	3以下
			8.5以上	2以下
		その他	5以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
	強調色	無彩色	N	—
OR ~ 4.9YR			—	4以下
有彩色		5.0YR ~ 5.0Y	—	6以下
		その他	—	2以下
屋根色	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	4以上6以下	4以下
		その他		2以下



凡例

- 基本色の使用可能範囲 (外壁各面面積の4/5以上)
- 強調色の使用可能範囲 (外壁各面面積の1/5以下)
- 屋根色の使用可能範囲

## ⑨特定大規模建築物等

(国分寺崖線景観形成重点地区、洗足池景観形成重点地区、大森八景坂景観形成重点地区では適用しません)



### (1) 景観形成の目標

各市街地類型若しくは景観形成重点地区の、景観形成の目標の実現を図る。

### (2) 景観形成の方針

各市街地類型若しくは景観形成重点地区の、景観形成の方針に配慮する。

### (3) 届出対象行為と規模

対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)
規模	高さ $\geq$ 45m 又は延べ床面積 $\geq$ 10,000 $\text{m}^2$	高さ $\geq$ 45m	開発区域の面積 $\geq$ 5,000 $\text{m}^2$

### (4) 色彩の基本的な考え方

- 大田区の景観をより洗練させる、品格のある色彩を誘導します。
- 基本色は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ちつきが感じられる中彩度までの色彩とします。
- 強調色及びアクセント色は、主に建築物中低層部で用いることとします。

### (5) 色彩基準

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	6以上	—
		OR ~ 4.9YR	6以上8.5未満 8.5以上	3以下 1.5以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	6以上8.5未満 8.5以上	3以下 1.5以下
			6以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
		その他	6以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
			—	—
強調色	無彩色	N	—	—
		OR ~ 4.9YR	—	4以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	—	6以下
		その他	—	2以下